別表

1　一般職の職員の場合

一　採用

(1)　職制職員(課長及びこれに相当する職以上にある職員をいう。)への採用(例式1)

(2)　一般職員(職員で職制職員を除いた職員をいう。以下同じ。)への採用(例式2)

二　昇格

一般職員から職制職員への昇任(例式3)

三　配置換

(1)　職制職員の配置換(例式4)

(2)　一般職員の配置換(例式5)

四　出向(例式6)

五　兼務

(1)　職制職員の兼務(例式7)

(2)　一般職員の兼務(例式8)

(3)　兼務を免ずるとき(例式9)

六　併任

(1)　併任を発令するとき(例式10)

(2)　併任を免ずるとき(例式11)

七　事務取扱

(1)　事務取扱(例式12)

(2)　事務取扱を免ずるとき(例式13)

八　退職(例式14)

九　分限

(1)　降任

職制職員の降任(例式15)

(2)　休職(例式16)

(3)　復職(例式17)

(4)　免職(例式18)

十　懲戒

(1)　戒告(例式19)

(2)　減給(例式20)

(3)　停職(例式21)

(4)　免職(例式22)

十一　その他

委員の任命又は委嘱(例式23)

2　特別職の職員の場合

一　任命又は委嘱(例式24)

二　非常勤嘱託(例式25)

三　退職(例式26)

例式1(採用　課長又は課長相当職に採用するとき)

職員に任命する　○○課長に補する

○○給料表○級に決定する　○号給を給する

例式2(採用　一般職員に採用するとき)

職員に任命する　主事(技師)を命ずる

○○給料表○級に決定する　○号級を給する

例式3(昇格)

○○課長に補する

○○給料表○級に決定する

例式3の2

○○係長を命ずる

○○給料表○級に決定する

例式4(配置換)

○○課長に補する

例式4の2

○○課○○係長を命ずる

例式5(配置換、一般職員の配置換)

○○課(○○出張所　○○○)勤務を命ずる

例式6(出向)

○○へ出向を命ずる

例式7(兼務　職制職員の兼務)

○○課長(○○課○○係長○○○)兼務を命ずる

例式8(兼務　一般職員の兼務)

○○課(○○)兼務を命ずる

例式9(兼務　命ずるとき)

○○課長(○○課○○係長○○○課)兼務を解く

例式10(併任　発令するとき)

○○○(○○)課勤務を命ずる　職員に併任する。

例式11(併任　免ずるとき)

職員併任を解く

例式12(事務取扱)

○○課長(○○課○○係長　○○○)事務取扱を命ずる

例式13(事務取扱)

○○課長(○○課○○係長　○○○)事務取扱を解く

例式14(退職)

願によりその職を免ずる

例式15(降格　職制職員の降格)

○○課長を免ずる

○○給料表○級○号給を給する

○○課○○係長(主査　○○○)を命ずる

例式16(分限　休職)

(1)　地方公務員法第28条第2項第1号並びに[相馬地方広域水道企業団職員の分限の手続及び効果に関する条例](http://www.city.soma.fukushima.jp/reiki/honbun/c5100124001.html#top)の規定により休職を命ずる期間は　年　月　日から　年　月　日までとする

休職期間中給料及び扶養手当のそれぞれ○○分の○○を給する

(2)　地方公務員法第28条第2項第2号並びに[相馬地方広域水道企業団職員の分限の手続及び効果に関する条例](http://www.city.soma.fukushima.jp/reiki/honbun/c5100124001.html#top)の規定により休職を命ずる期間は事件が裁判所に係属する間とする

休職期間中給料及び扶養手当のそれぞれ○○分の○○を給する

例式17(分限　復職)

復職を命ずる

例式18(分限　免職)

地方公務員法第28条第1項第○号並びに[相馬地方広域水道企業団職員の分限の手続及び効果に関する条例](http://www.city.soma.fukushima.jp/reiki/honbun/c5100124001.html#top)の規定により本職を免ずる

例式19(懲戒　戒告)

地方公務員法第29条第1項第○号並びに相馬地方広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として戒告する。

例式20(懲戒　減給)

地方公務員法第29条第1項第○号並びに相馬地方広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として○○分の○○を減ずる

期間は　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする

例式21(懲戒　停職)

地方公務員法第29条第1項第○号並びに相馬地方広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として停職を命ずる。

期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする

例式22(懲戒　免職)

地方公務員法第29条第1項第○号並びに相馬地方広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として本職を免ずる

例式23(委員の任命又は委嘱)

相馬地方広域水道企業団○○委員会委員に任命(委嘱)する

例式24(特別職　任命又は委嘱)

○○に任命(委嘱)する

報酬月(日)額○○円を給する

例式25(特別職　非常勤嘱託)

○○を嘱託する

報酬月(日)額○○円を給する

例式26(特別職　退職)

願によりその職を解く

備考　期間満了による退職の場合は、別に発令しないものとする